

加盟団体 各位

令和6年能登半島地震災害義援金へのご協力について（お願い）

日頃から当協会のスポーツ推進事業に対し、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

去る1月1日に発生した「令和6年能登半島地震」災害により、北陸地方を中心に各地で人的被害をはじめ家屋の倒壊等の甚大な被害が発生しております。

日本スポーツ協会から、復興支援のため義援金への協力についてお願いがありました。

当協会としましても、加盟団体等関係者の皆様と協力し、被災された方々を支援し、被災地におけるスポーツ活動が1日でも早期に再開できるよう微力ながら支援を行いたいと考えております。

このため加盟団体、総合型地域スポーツクラブなどスポーツに携わる方々に対し、広く義援金のお願いを行うことといたしました。

何卒、ご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

ご協力いただける方は、下記によりお願いいたします。

なお、義援金につきましては、日本スポーツ協会を通じて日本赤十字社に寄付されることになっています。

令和6年1月15日

公益財団法人高知県スポーツ協会
会長 青木章泰

記

- 1 振込先 三菱UFJ銀行 渋谷支店 普通預金 1780323
公益財団法人 日本スポーツ協会 義援金口
(コウエキザイダンハウジンニホンスポーツキョウカイギエンキングチ)

- 2 受付期間 令和6年1月11日（木）～令和6年3月15日（金）

- 3 義援金の税法上の取扱い

税法上の優遇措置の適用を希望される場合には、日本赤十字社へ直接義援金をお振込みください。日本スポーツ協会を通じた寄付については、税法上の優遇措置の適用外となります。

詳細は、日本赤十字社義援金募集ページをご参照ください。

<https://www.jrc.or.jp/contribute/help/20240104/>